平成２７年（フ）第３０８１号
大阪市東淀川区井高野１丁目30番13―702号、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄２丁目１番46号
破産者　森　　正秀
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１０号
大阪市東住吉区鷹合２丁目16番20号　ウィズテリア針中野201号
破産者　伊藤　博一
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１２号
大阪市東住吉区鷹合２丁目16番20号　ウィズテリア針中野201号
破産者　伊藤美也子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８２号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番18―201号、開始決定時の住所堺市南区三原台２丁２番１―403号
破産者　吉崎　　進
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地―Ａ棟305号
破産者　池上　純司
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４９号
堺市南区高倉台２丁15番16号
破産者　吉川久美子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
神戸市北区広陵町１丁目162番地の１　206号
破産者　Ｈ．ＢＥＮＥＳＵ神戸ことベネシュ神戸元町こと　中山　春恵
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０１号
兵庫県姫路市城北新町１丁目13番３―301号ヒロミネマンション
破産者　榎本　初恵
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市御国野町国分寺578番地２　サンシティー長野201号、従前の住所兵庫県姫路市御国野町深志野65番地１
破産者　福田とみ枝（旧姓薬師・岩崎）
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４２号
福岡県小郡市力武1105番地１
破産者　松藤　佑一
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１１７号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台２丁目10番８号
破産者　西畑　浩一
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５７号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目27番６号　Ｂ―96
破産者　江頭　洋美
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９９号
佐賀市光３丁目２番14号　県営光団地１棟２２号
破産者　糸山ホロ・シート製作所こと　糸山慎一郎
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
熊本市東区上南部３丁目４番98―604号　タウンハウス東６棟４号
破産者　渡邊　和法
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号
熊本市東区上南部３丁目４番98―604号　タウンハウス東６棟４号
破産者　渡邊　國枝
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６１号
熊本県合志市豊岡2000番地1585
破産者　後藤　誠二
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６２号
熊本県合志市豊岡2000番地1585
破産者　後藤　聖子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
熊本市北区下硯川町2092番地１　メモリーハイツＡ棟102号、前住所熊本市西区春日７丁目19番12号　インフィニティ130Ｅ415
破産者　丸谷　公昭
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係